

信用保証料助成金交付要綱

一般社団法人愛知県トラック協会

(目的)

第1条

この要綱は、一般社団法人愛知県トラック協会（以下「愛ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、金融機関から融資及び私募債の発行、貸付条件の変更等を受ける際、愛知県信用保証協会又は名古屋市信用保証協会（下線以下「保証協会」という。）の保証を必要とする場合、保証料の一部を愛ト協が助成することにより、事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条

本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

- (1)「金融機関」とは、保証協会が貸付金等の債務の保証を行う全ての金融機関をいう。
- (2)「融資」とは、事業者が金融機関から次のいずれかの方法で借受ける資金をいう。
 - 一 手形貸付
 - 二 証書貸付
 - 三 割引手形
 - 四 当座貸越
- (3)「条件変更」とは当初貸出期限の延長、毎月の返済額の見直し等の貸出条件の見直しのことをいう。
- (4)「私募債」とは特定少数の投資家または適格機関投資家向けに限定して発行される社債をいう。
- (5)「保証料」とは、保証協会の定めるところにより、事業者が保証協会の保証を得るために支払った料金をいう。

(助成対象)

第3条

助成対象は、助成対象期間内に金融機関から融資を受けるために保証協会から得た保証料とする。

2 申請の上限は、当該事業年度内で1回とする。

(助成対象期間)

第4条

助成対象期間は、令和6年4月1日～令和7年1月31日までとする。
但し、対象期間内であっても予算枠に達した場合は、打ち切ることがある。

(助成金額)

第5条

1 事業者当たりの助成金額は、保証料支払額の2分の1とし、1円未満を切り捨てた次の金額を上限とする。

(1) 40万円

2 保証料を分割して支払う場合、初回支払額の2分の1とする。

(助成金額の上乗せ)

第6条

次に掲げる制度を利用した融資については、前条の助成金額の2分の1とし、1円未満を切り捨てた次の金額を上限として、前条の助成金額に上乗せ助成をする。

(1) 10万円

一 国が定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」)。

二 原油・原材料価格の変動、景況悪化または東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした都道府県等が定めるセーフティネット制度。

(2) 20万円

一 国が定める「災害関係保証」(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条)。

二 国が定める「東日本大震災復興緊急保証」(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」に規定する保証)。

2 保証料を分割して支払う場合、初回支払額の2分の1とする。

(助成金の申請)

第7条

融資を実行した事業者は、次に掲げる書類を助成対象期間内に愛ト協に提出するものとする。

(1) 信用保証料助成金交付申請書(様式1)

(2) 保証協会発行の信用保証料及び制度名(及び回収条件)が記載されている書類(「信用保証書」等)の写し

(3) 融資契約締結日及び金融機関名が記載されている書類(「金銭消費貸借契約証書」等)の写し

但し、返済予定表については、借入金融機関から郵送してきた書類または借入金融機関の

押切印等が押印してある書類のみ可とする。

- (4) 返戻保証料に関する文書（本借入に伴い過去の助成金返付があった場合）
- (5) セーフティネット保証の場合は、市町村等からの認定書の写し
- (6) 入金口座登録書（既に提出済の場合は不要、登録内容が不明の場合は提出）

2 愛ト協は必要に応じ、提出書類以外の提出を求める場合がある。

（提出書類の要件）

第 8 条

前条に定める提出書類は、原則、助成対象期間内に発行されたものでなければならない。

（助成金の支払）

第 9 条

愛ト協は、前条による申請を受け、その内容が適当と認める場合は、助成金の支払いを決定する。

（助成金の交付）

第 10 条

本事業による助成は、運輸事業振興助成交付金により行うため、年度内に交付するものとする。

（助成金の返納等）

第 11 条

当該助成金の交付を受けた事業者が、当該年度から起算して過去 5 年間に融資の繰上償還を行った場合、速やかに愛ト協にその旨を申告し、所定の額を返納しなければならない。

また、市町村等より別途信用保証料の助成を受けた場合には、書面によりその旨を適正に報告することを求め、所定の額を返納しなければならない。

(2) 全ト協への返納が発生する場合は、愛ト協が取りまとめて返納請求を行う。

①愛ト協は、返納金額を助成金交付時の全ト協、愛ト協の交付割合にて按分し全ト協へ返納を行う。

②返納金額は愛ト協の計算式に基づき算出する。（1 円未満の金額は切り捨てし、全ト協へ返納）

(3) 愛ト協は、交付対象事業者が次の各号の何れかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

①交付申請内容に虚偽の記載をし、もしくは助成金交付に伴う条件に違反したとき。

②本要綱等の規定に違反し、もしくはこれらに基づく処分に従わないとき。

③事業者が愛ト協会員資格を失ったとき。

④直近までの愛ト協会費が納入期日を超えて未納のとき。

(4) 愛ト協は、前項の場合において、既に事業者へ助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。この場合、愛ト協は、文書をもってその旨を事業者へ通知しなければならない。

(5) 事業者は、第1項、第3項及び第4項の処分に対し、異議の申し立てをすることができず、誠意をもってその義務の履行に努めなければならない。

(事業に関する報告)

第12条

愛ト協は、本制度を利用した事業者に対し、必要に応じ事業に関する報告を求めることができるものとする。

また、事業者は愛ト協が必要と認め要求し、若しくは指示した事項について、所要の報告をしなければならない。

(管理台帳等の作成・保管)

第13条

愛ト協は、助成金の交付に係る管理台帳を作成・保管する。

(雑則)

第14条

愛ト協は、本事業の円滑な推進を図るため必要な事項で、本要綱に定めのない問題が生じたときは、組織決定のうえこれを解決するものとする。

また、この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成14年4月1日より施行する

この要綱の一部改正は、平成20年8月5日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成23年5月12日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成24年4月3日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成25年4月2日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 3 月 22 日 常任理事会にて一部変更。

この要綱は、令和 5 年 3 月 22 日 常任理事会にて一部変更。

この要綱は、令和 6 年 3 月 21 日 常任理事会にて一部変更。